

上ノ国町新規起業者支援事業補助金交付要綱

令和5年3月24日

告示第18号

(目的)

第1条 この告示は、町内において新たに起業する者に対し、必要な補助をすることにより、新たな起業と雇用を創出し、定住の促進、商工業の振興、事業者の経営基盤の強化及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 起業 次のいずれかに該当する場合をいう。

ア 事業を営んでいない個人が新たに事業を開始する場合

イ 事業を営んでいない個人が共同で新たに事業を開始する場合

(2) 新規起業者 町内に住所を有し、町内において新たに事業を営もうとする個人、法人をいう。

(3) 機械等 事業の用に供するために必要な機械、設備、機器又は器具をいう。

(4) 新築等 事業の用に供するために必要な新築、増築、改築又は改装をいう。

(補助事業)

第3条 町長は、第1条の目的を達成するために、機械等の導入又は店舗、工場若しくは事務所の新築等に要する費用の一部を予算の範囲内において補助するため、上ノ国町新規起業者支援事業（以下「補助事業」という。）を行う。

(補助対象者)

第4条 この補助金の対象者（以下「補助対象者」という。）は、新規起業者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 起業する事業が次の業種に該当しないこと。

ア 農業

イ 林業

ウ 漁業

(2) 町税を滞納していないこと。

(補助対象経費)

第5条 この補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が起業に必要な機械等の導入又は店舗、工場若しくは事務所の新築等のために、金融機関から融資を受けた資金とする。ただし、次に掲げる融資を受けた資金は補助対象としないものとする。

(1) 住居として使用する部分に係る費用

- (2) 汎用性が高い車両など、起業する事業の用途以外に使用できるもの
- (3) 令和4年度以前に融資を受けた資金
(補助金の額)

第6条 この補助金の額は、次条第1項第2号の借入金償還計画表に定められた補助金交付申請年度における償還元金及び償還利子の合計額（他の制度から助成を受けている場合はその額を除く。）に2分の1を乗じて得た額とし、100万円を限度とする。ただし、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助申請者」という。）は、新規起業者支援事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、年度ごとに町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書兼補助金交付申請額算出調書（別記第2号様式）
- (2) 借入金償還計画表の写し（償還年月日が明示されているもの）
- (3) 補助事業に要する売買又は請負その他契約書の写し（新規分のみ）
- (4) 金銭消費貸借契約書の写し（新規分のみ）
- (5) カタログ、設備の仕様書、図面等、導入する機械等又は店舗、工場若しくは事務所の新設等の概要がわかる書類（新規分のみ）
- (6) 定款及び登記事項証明書の写し又は所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する開業の届出の写し（税務署の受付印があるもの）
- (7) その他町長が必要と認める書類

2 前項の補助金の交付の申請をするにあたっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付決定通知等)

第8条 町長は、前条の交付申請の提出があったときは、その内容を審査し、補助について可否を決定し、新規起業者支援事業補助金交付決定通知書（別記第3号様式）又は新規起業者支援事業補助金交付却下通知書（別記第4号様式）により補助申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において必要があると

きは、当該補助金の交付決定に条件を付することができる。

(補助金の交付申請の取下げ)

第9条 補助申請者は、補助事業を取り下げるときは、新規起業者支援事業補助金交付申請取下届出書(別記第5号様式)により、町長に届け出なければならない。

2 前条第1項の規定により、補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)から前項の届出があったときは、補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。この場合において、補助申請者から提出された補助金交付申請書は返還しないものとする。

(補助金等の変更)

第10条 補助事業者は、補助金の交付決定後、補助対象経費の配分又は内容の変更をしようとするときは、新規起業者支援事業補助金交付変更承認申請書(別記第6号様式)に、第7条第1項各号に掲げる変更後の書類を添えて申請し、町長の承認を受けなければならない。

2 町長は、補助金交付変更承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、承認について可否を決定し、新規起業者支援事業補助金交付変更承認通知書(別記第7号様式)又は新規起業者支援事業補助金交付変更不承認通知書(別記第8号様式)により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、年度内における借入金の償還が完了したときは速やかに新規起業者支援事業補助金実績報告書(別記第9号様式)に償還金領収書の写しを添えて、町長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 町長は、前条の実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付の決定内容に適合すると認めるときは、補助金の額を決定し、新規起業者支援事業補助金確定通知書(別記第10号様式)により補助事業者に通知する。

(補助金の請求)

第13条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けた後、速やかに新規起業者支援事業補助金交付請求書(別記第11号様式)により町長に請求するものとする。

(補助金の交付)

第14条 町長は、前条の規定により補助金の交付を請求されたときは、速やかに補助金を補助事業者に交付する。

(補助金の取消し等)

第15条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に補助金を交付しているときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる

ものとする。

- (1) 補助金の交付決定の内容に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (3) 町長が取り消し相当と認める事由があったとき。

2 前項の規定は、補助金の額が確定した後においても適用する。

3 町長は、第1項の規定により補助金等の交付決定を取り消した場合には、新規起業者支援事業補助金交付決定取消通知書（別記第12号様式）により補助事業者に通知する。

（補助金の返還）

第16条 町長は、前条の規定に基づき補助金の返還を求めるときは、新規起業者支援事業補助金返還命令通知書（別記第13号様式）により補助事業者に通知する。

（補則）

第17条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則（令和5年3月24日告示第18号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。